

## 関西学院千刈キャンプ使用細則

### (目的)

第1条 この使用細則は、関西学院千刈キャンプ規程および関西学院千刈キャンプ使用規程（以下、使用規程という）に基づき、関西学院千刈キャンプの使用に関する細則を定める。

### (休場日)

第2条 使用規程第4条に定めた休場日に加え、所長の定めた休場日として、以下の定期休業日を設定する。

期間	休場日
3月20日～5月14日	水曜日
5月15日～7月19日	水曜日・木曜日
9月10日～11月30日	水曜日・木曜日
12月1日～12月23日	月曜日～金曜日（祝日を除く）
1月7日～1月30日	月曜日～金曜日（祝日を除く）
2月15日～3月19日	水曜日・木曜日

ただし、学院や千刈キャンプが主催する行事や団体使用（10人以上）がある場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、以下の場合は臨時休場日を設定する。

- (1) 兵庫県西宮市、宝塚市または三田市に暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）、その他の警報等が発令されると予報があり、千刈キャンプが危険と判断した場合
- (2) 兵庫県西宮市、宝塚市または三田市に暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）、その他の警報等が発令され、千刈キャンプが危険と判断した場合
- (3) 大阪府、兵庫県において地震が発生し、千刈キャンプが危険と判断した場合

### (使用の手続き)

第3条 使用規程第5条に基づいて申し込みを行う際、次の事項を千刈キャンプに届け出ることとする。

- (1) 使用者名（団体名、プログラム担当者名、連絡先等）
- (2) 宿泊日（泊数）または使用日
- (3) 人数や使用者の内訳（性別、年齢区分等）
- (4) 使用しようとする施設
- (5) その他千刈キャンプが必要と認める事項

### (使用申し込みの成立等)

第4条 千刈キャンプが前条の申し込みを承諾したときに申し込みは成立するものとする。ただし、次の事由に該当する場合、使用する意思がないにもかかわらず申し込みがなされたものとして取り扱う。その場合は、申し込みを取消し、規程に基づき違約金を徴収する。

- (1) 申し出のあった連絡先への連絡を試みても事前に連絡が取れなかったとき
- (2) 届け出の到着時刻を2時間経過しても到着しないとき

(使用者による申し込みの取消し)

第5条 使用者の都合による申し込みの取消しについては、以下のとおり違約金を徴収する。

- (1) 宿泊料金、日帰り使用料金については、宿泊(使用)日の7日前の日から前日までに申し込みを取消した場合は、その料金(税込み)の50%、当日の取消しについては、その100%を違約金として徴収する。
- (2) 食事および食材提供料金(パックプランを含む)については、宿泊(使用)日の14日前の日から前日までに申し込みを取消した場合は、その料金(税込み)の50%、当日の取消しについては、その100%を違約金として徴収する。
- (3) 研修室、器具等使用料金については、取消しが生じた場合であっても違約金は徴収しない。

2 違約金は千刈キャンプが発行する請求書による銀行振込にて徴収する。

3 第1項に関わらず、以下の場合は違約金を徴収しない。

- (1) 宿泊者数および日帰り使用者数が減数した場合の宿泊料金および日帰り使用料金
- (2) 兵庫県西宮市、宝塚市または三田市に暴風警報、暴風雪警報、特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)、その他の警報等が発令または発令の予報があり、千刈キャンプが危険と判断した場合
- (3) 大阪府、兵庫県において地震が発生し、千刈キャンプが危険と判断した場合
- (4) 使用者・使用予定者が学校感染症に感染し、出席停止・就業制限期間にあたる事が明らかな場合

(使用情報の提出)

第6条 使用者は宿泊日または使用日の10日前までに千刈キャンプに次の情報を提供することとする。

- (1) 使用者情報(氏名、年齢区分など)
- (2) 使用・活動計画
- (3) 食事・食材提供の有無
- (4) 研修室等の施設、設備使用の有無
- (5) その他千刈キャンプが必要と求める事項

(各施設の使用時間)

第7条 千刈キャンプの主な施設の開室および提供時間は休業日を除いて以下のとおりとする。

- |               |       |                         |
|---------------|-------|-------------------------|
| (1) 千刈キャンプ事務室 |       | 9時00分~17時00分            |
| (2) 食堂        | 朝食    | 7時30分~8時30分             |
|               | 昼食    | 12時00分~13時00分           |
|               | 夕食    | 18時00分~19時00分           |
| (3) 浴場        |       | 16時00分~22時00分の間で使用時間を設定 |
| (4) センター棟     | 宿泊者   | 6時30分~22時30分            |
|               | 宿泊者以外 | 9時00分~17時00分            |

(使用料金の徴収)

第8条 千刈キャンプは別表1に記載された料金表にもとづいて使用料金を徴収する。

- 2 使用料金の区分については、使用の主体となる属性で適用する。
- 3 使用料金等は千刈キャンプが発行する請求書による銀行振込にて徴収する。

(使用者所有物の取扱い)

第9条 使用者の物品ならびに現金についての毀損・汚損・紛失・盗難等の損害について千刈キャンプ

は一切の賠償を行わない。ただし千刈キャンプが使用者から依頼され、保管している物品に関してはこの限りではない。

(手荷物または携帯品の補完)

第10条 千刈キャンプが事前に使用者から連絡を受け、了解した場合に限り、使用者の手荷物や物品を事前に受け取り、保管を行う。

2 千刈キャンプの了解がなく、使用者が残した手荷物または物品等は原則、使用者が廃棄したものとみなし処分する。なお、千刈キャンプが貴重品に相当すると判断した物については、一定期間保管し、その後、最寄りの警察署に届けるなどの措置を行う場合がある。

(損害賠償)

第11条 使用者の責に帰すべき事由によって、使用者が建物、設備、什器、備品等を滅失、紛失、破損または汚損するなど千刈キャンプに損害を与えた場合に、千刈キャンプは相当因果関係のある損害について使用者に賠償を請求する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、千刈キャンプ所長が千刈キャンプ運営委員会の承認を経て行う。

附 則

1 この細則は、2025年(令和7年)4月1日から施行する。

別表1

宿泊料金、日帰り料金<1人1泊(1日)あたりの利用料金>

		新キャビン	ベーツキャビン	テント	ゲストルーム	和室	日帰り
学院内		2,000円	1,400円	1,400円	5,000円	3,400円	100円
学院外	一般	6,600円	3,700円	2,500円	10,800円	8,000円	500円
	①キリスト教会	4,700円	3,000円	2,500円	7,500円	6,100円	500円
	②幼稚園・小・中・高校等学校						
	③青少年団体・NPO法人						
	④同窓						
小学生以下(4歳未満無料)	3,300円	2,000円	2,000円	—	—	500円	

【補足】

- ① 宿泊時に冷房費(6月～9月)1人1泊150円、暖房費(11月～4月)1人1泊150円を徴収する
- ② 4歳未満の幼児は、宿泊料金(冷房費、暖房費)および日帰り料金を徴収しない。
- ③ 宿泊の使用は宿泊最終日の9時までの使用とする。それを超えて使用する場合は1棟もしくは1室ごとに3時間あたり2,000円の使用料を徴収する。ただし、17時を超えてなお使用する場合は1泊分の宿泊料金を徴収する。
- ④ 日帰り使用は17時までとする。それを超えて使用する場合は、宿泊料金(キャビン使用料)を徴収する。